

八頭町人権を尊重するまちづくり実施計画
(案)

鳥取県八頭町

目 次

はじめに.....	1
1 重要課題における人権教育・啓発の推進	2
① 同和問題.....	2
② 女性.....	4
③ 子ども	7
④ 高齢者.....	9
⑤ 障がい者.....	13
⑥ 外国人.....	16
⑦ 病気にかかわる人.....	18
⑧ その他の人権課題.....	19
2 あらゆる場（機会）を通じた人権教育・啓発の推進.....	21
① 家庭.....	21
② 地域社会.....	22
③ 学校等.....	24
④ 企業・団体等.....	25
3 人権に関係の深い職業に従事する人たちに対する人権教育・啓発.....	27
① 教職員・社会教育関係者	27
② 医療・保健福祉関係者	28
③ 行政職員・消防団員	29
4 人材の養成、カリキュラム・教材・手法の開発.....	31

はじめに

すべての人が、自分らしく幸せに生きたいと願っています。

そのためには、一人ひとりがかげがえのない人間として大切にされなければなりません。

しかし、現実には、誤った知識や偏った見方によって人間としての尊厳が傷つけられたりするなど、社会がグローバル化するなかで私たちの身の回りにもさまざまな変化や新たな人権課題が生じています。これらの課題は、複雑かつ複合的な要因を背景としていることから、一人ひとりがより良く生きられるよう支え合いの体制づくりを地域社会全体で考えていかなければなりません。

今、私たちに求められることは、自分の人権のみならず他人の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う「人権の共存」社会を築くことです。

また、「縦割りの人権から横断的で総合的な人権」への視点を根底にすえながら、人権尊重の理念の涵養を推し進めるため、各関係機関等と連携を図りながら多様な学習機会の提供や啓発活動を展開する必要があります。

そして、一人ひとりのちがいを認め、互いの存在を尊重し、日常生活のなかでの配慮を実践するなど、人権を大切にする生き方を具体的に展開することのできる力を身につけることです。

このことから、本町では、平成28年3月に人権教育・啓発の推進及び町行政全般における人権尊重への配慮に対する基本方針と今後の具体的施策の中・長期的な方向性を示した「八頭町人権を尊重するまちづくり基本計画」を策定しました。

この計画を実行に移すため、今回「八頭町人権を尊重するまちづくり実施計画」を策定し、実効性のある施策を展開するものです。

今後、企業や関係機関、団体をはじめ広く町民に人権教育・啓発の必要性を理解いただき、人権意識をより高め、行動と実践につなげることで一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざします。

最後に本計画の策定にあたりまして、慎重な審議をいただきました八頭町部落差別撤廃人権擁護審議会のみなさまに対しまして、こころから感謝とお礼を申し上げます。

平成29年3月

八頭町長 吉田 英人

人権教育・啓発の推進について

1 重要課題における人権教育・啓発の推進

(1) 同和問題

【施策の方向】

同和問題の早期解決をめざし、偏見や差別意識の解消、同和問題に関する正しい知識と認識の涵養など人権尊重の精神の普及高揚を図るための啓発活動を充実するとともに、学校教育と社会教育の連携を図り、継続した人権教育を進めます。

【施策の柱】

- 人権教育の推進
- 人権啓発の推進
- 人権啓発センター活動等の充実
- 差別のないまちづくり

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (平成32年度)	担 当 課
人権啓発センター 相談事業	504人 (平成27年度)	550人	中央人権啓発 セ ン タ ー
人権啓発センター 利用者	14,388人 (平成27年度)	15,000人	中央人権啓発 セ ン タ ー

(施策一覧)

項 目	内 容	担 当 課
人権教育の推進	4年間(平成29年度～平成32年度) (ア) 官民協働で組織する八頭町人権教育推進協議会を中心に各関係機関と連携を図りながら、町民一人ひとりの正しい理解と認識を深め、豊かな人権感覚を育成するための取り組みを推進します。	人 権 推 進 課 福 祉 環 境 課 学 校 教 育 課 社 会 教 育 課

項 目	内 容 4年間（平成29年度～平成32年度）	担 当 課
人権教育の推進	<p>（イ）自ら学び自ら考える力、豊かな人間性など「生きる力」の育成を目指し、一貫した教育の充実を図ります。</p> <p>（ウ）学校では教育活動全体を通じて「身につけたい資質・能力」の育成を目指し、発達段階に応じた学習を進め、人権尊重のための素地を養う教育を推進していきます。</p> <p>（エ）社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会の提供と指導者の養成を図ります。</p>	<p>人権推進課 福祉環境課 学校教育課 社会教育課</p>
人権啓発の推進	<p>（ア）同和問題をはじめさまざまな人権問題について、各種講演会や学習会を開催し啓発を行います。</p> <p>（イ）自治会、女性会等の各種団体が開催する研修会や学習会における講師料を助成することにより、自主学習への支援を行います。</p> <p>（ウ）企業等の事業所に対し、研修会開催の支援や講師料助成を行うとともに、八頭町商工会と連携して、経営者及び人権啓発推進員に対して啓発を行い、さらなる人権意識の高揚に努めます。</p> <p>（エ）人権情報の周知をより一層図るため、町報、ホームページ等を活用して効果的な啓発や情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種人権啓発ビデオ貸出 ・人権啓発パネルの作成 	<p>人権推進課 中央人権啓発センター</p>
人権啓発センター活動等の充実	<p>（ア）社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設として、同和問題解決にむけ、さらなる取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権問題講座 ・地域に密着した継続的相談事業 ・地域交流促進事業 ・デイサービス事業 	<p>人権推進課 中央人権啓発センター</p>

項 目	内 容 4年間（平成29年度～平成32年度）	担 当 課
人権啓発センター 活動等の充実	<p>（イ）子どもの日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、豊かな心を育むための支援等、子どもと保護者を含めた地域の住民と共につくる教育の支援を行います。</p> <p>（ウ）同和問題の解決にあたっては、同和地区の生活実態と地域をとりまく人々や町全体での理解を高め、偏見を取り除く必要があることから、人権尊重社会の実現に向けた事業を展開します。</p>	人権推進課 中央人権啓発 センター
差別のない まちづくり	<p>（ア）人権侵害が発生しないような社会的意識を確立するため、人権擁護機関等との緊密な連携のもと、相談体制の充実を進めます。</p> <p>（イ）差別意識や差別の実態は、過去の差別的な制度、取扱いが積み重ねられた結果との認識を持ち、町民の理解を高め、それらを解消するための施策を積極的に推進します。</p> <p>（ウ）家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある学生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるための支援をめざします。</p> <p>（エ）人権意識や人権感覚に溢れた人々で地域が満たされ、人権を尊重する心や態度が日常生活の隅々まで行き渡るような人権尊重社会の実現をめざします。</p>	人権推進課 中央人権啓発 センター

（2）女 性

【施策の方向】

人々の意識や慣習の中に根強く残っている性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女が互いを尊重しつつその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画

社会の実現に向け、さらなる施策を推進します。

【施策の柱】

- 男女平等と人権尊重意識の強化
- 男女共同参画社会の促進
- 女性に対する暴力の根絶
- 経済的格差の解消及び貧困対策等、自立支援の推進

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (平成32年度)	担 当 課
審議会委員などへの女性の登用促進	42.8% (平成27年度)	50%	総 務 課 男女共同参画 セ ン タ ー
役場内の女性の管理職への積極的登用	34.4% (平成27年度)	30%	総 務 課 男女共同参画 セ ン タ ー

(施策一覧)

項 目	内 容 4年間(平成29年度～平成32年度)	担 当 課
男女平等と人権尊重意識の強化	<p>(ア) 男女共同参画社会の形成は、女性のみならず男性もより暮らしやすくなるものであることへの理解が促進されるよう男性を対象とした多様な施策の推進をします。</p> <p>(イ) 父親の育児講座実行委員会を組織し、各種啓発講座を実施することで、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し等の啓発を行います。</p> <p>(ウ) 参加対象者を広げた啓発講座『かがやき広場』や『男女共同参画フェスティバル』の開催を通じて、性別による固定的な役割分担意識の是正を図ります。</p>	男女共同参画 セ ン タ ー 保 健 課 福 祉 事 務 所

項 目	内 容 4年間（平成29年度～平成32年度）	担 当 課
男女共同参画社会の促進	<p>(ア) 男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを促進します。</p> <p>(イ) 男女共同参画について、講座、4コマ漫画、出前講座などを通して、正しい理解と意識啓発に努めます。</p>	男女共同参画センター 保健課 福祉事務所
女性に対する暴力の根絶	<p>女性に対する暴力に関する相談・被害件数は全国的に未だ高い数値を示しています。女性に対する暴力防止への社会的認識の徹底に向けて防止啓発講座や関係機関との連携を深めるとともに、相談窓口の充実に努めます。</p>	男女共同参画センター 保健課 福祉事務所
経済的格差の解消及び貧困対策等、自立支援の推進	<p>(ア) 困窮者をひとりも見逃さないアウトリーチの具体的な取組みとして、チーム支援のさらなる充実・強化を図るため、関係職員による研修会を計画的・継続的に実施します。</p> <p>(イ) 被保護者就労支援事業に加え、何らかの課題を抱えた困窮者（ひきこもり、自尊心・意欲喪失、孤立者など）を対象とした就労準備支援事業の開始を検討します。</p> <p>(ウ) 子どもの貧困・連鎖防止対策であるひとり親家庭学習支援事業の対象となる施設内児童に加えて、幅広い参加希望に応えるための事業実施体制を検討します。</p> <p>(エ) ひとり親家庭以外の生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業を関係課と連携して実施します。</p> <p>(オ) 生活困窮者への支援にとどまらず、困窮者を生み出す社会的背景にも目を向けながら、就労の場や居場所を創出するという困窮者支援を通じた地域づくりを推進し</p>	福祉事務所 福祉環境課 保健課

	ます。	
--	-----	--

(3) 子ども

【施策の方向】

子どもにとってもっとも良いことは何か考えて行動し、地域社会全体で子どもを育てるという意識の醸成を図る取り組みを推進します。

【施策の柱】

- 児童虐待の防止について
- 子どもの社会参加・体験活動の促進について
- いじめ、不登校、問題行動について

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (平成32年度)	担 当 課
スクールソーシャル ワーカーを活用のため の学校・関係機関 研修	開催1回 (平成27年度)	開催1回	学校教育課
子どもを守る地域協 議会代表者会議	開催1回 (平成27年度)	開催1回	福祉環境課
放課後児童クラブ	4か所 (平成27年度)	4か所	福祉環境課

(施策一覧)

項 目	内 容 4年間(平成29年度～平成32年度)	担 当 課
児童虐待の防止 について	(ア) 児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次世代に引き継がれる恐れがあることから、早期に発見し対応することが求められます。このことから児童虐待防止ネットワーク(子どもを守る地域協議会)の更なる強化拡大と、出産前から出産後の継続し	福祉環境課 保健課 福祉事務所 学校教育課 社会教育課

	た支援体制を整備します。	
--	--------------	--

項 目	内 容 4年間（平成29年度～平成32年度）	担 当 課
児童虐待の防止 について	<p>（イ）子育てと仕事の両立支援のため、特別保育事業を拡大するとともに、必要な場合はその子の家庭ごと支援する家庭支援保育事業を推進します。</p> <p>（ウ）利用者支援のための窓口設置（子育て相談窓口設置）と、空き施設などを使用した子どもの居場所づくり（放課後児童クラブ・放課後子ども教室、子ども食堂など）の拡大や、地域で子どもを見守る体制づくりを進めます。</p> <p>（エ）妊娠、出産、子育てまでを一貫して関わり、必要な支援を継続して行うなかで、経済的な不安や夫婦、家族関係のトラブル等の問題を抱え、虐待等、子どもの成育に深刻な影響を及ぼす恐れのある世帯を早期に発見し、早期支援を行うため、「子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）」の設置を検討します。</p>	福祉環境課 保健課 福祉事務所 学校教育課 社会教育課
子どもの社会参加・ 体験活動の促進に ついて	<p>（ア）地域人材や専門的な知識・技能を有する者を活用し、さまざまな体験活動や交流活動を行う等、子どもの社会性や豊かな人間性の育成に取り組みます。</p> <p>（イ）さまざまな生活環境の子どもに個性や能力の伸長を保障する教育環境・事業の整備を学校と地域とともに連携しながら取り組みます。</p>	福祉環境課 保健課 福祉事務所 学校教育課 社会教育課

項目	内 容 4年間（平成29年度～平成32年度）	担当課
いじめ、不登校、 問題行動について	<p>(ア) スクールソーシャルワーカーを配置し、教育と福祉に関する諸機関と連携し、児童及び生徒が抱える問題を未然に防止する仕組みづくりを推進します。</p> <p>(イ) 不登校、いじめ等に関して、気になる児童生徒については支援会議を行い、関係機関と連携を図りながら対策を講じて権利擁護に努めます。</p> <p>(ウ) 子どもたちが、安心・安全で夢や希望をもって生活できる環境づくりのため、警察署等と連携した防犯体制を強化し、犯罪を未然に防ぐ事前の広報活動等を実施します。</p>	福祉環境課 保健課 福祉事務所 学校教育課 社会教育課

(4) 高齢者

【施策の方向】

すべての高齢者が生涯を通じて健康で生きがいを持ち、心豊かに暮らせる高齢社会をつくるための地域包括ケアシステムの実現に向け施策を推進します。

【施策の柱】

- 地域社会における「心豊かな長寿社会」づくりの推進
- 高齢者の生きがいづくりの積極的推進と世代間交流の促進
- 高齢者の人権擁護の推進
- 高齢者福祉サービスの充実
- 介護施設整備事業の推進

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (平成32年度)	担当課
地域包括センター による相談件数	1,429件 (平成27年度)	1,600件	地 域 包 括 セ ン タ ー

(施策一覧)

項目	内 容 4年間（平成29年度～平成32年度）	担当課
地域社会における 「心豊かな長寿 社会」づくりの 推進	<p>(ア) 年齢だけで高齢者を特別扱いしたり一律に優遇したりする制度や慣行等が、高齢者の社会参加の妨げになっているともいわれています。しかし、大切なことは、能力の有無で人の価値を決めようとする見方を変えることです。その人の能力に応じた居場所、社会参加の機会を作り、誰もが自己有用感の持てる社会、人の尊厳が最優先される社会を築くための啓発を推進します。</p> <p>(イ) 高齢者を支援対象とする一方通行の関係とするのではなく、また医療やケアの枠組みに押しとどめるものでもなく、当事者が主体的に立ちながら、そこに連帯する者とともに展開する社会づくりを推進します。</p>	保 健 課 包括支援センター 福祉事務所
地域社会における 「心豊かな長寿 社会」づくりの 推進	<p>(ウ) 全体としてみると高齢者は健康で活動的であり豊かでもあるが、個別にみるとそれぞれ多様であるという実態に基づき、高齢者をひとくくりに見るのではなく、一人ひとりの違いを大事にし、個別に対応しようとする社会的な意識を形成します。</p> <p>(エ) 自分らしく、楽しく、安心して地域の中で生活することができる社会の実現を目指し、高齢者を支援する体制整備の充実を図ります。</p> <p>(オ) 超高齢化社会を迎えるにあたり、高齢者の健康づくり、社会貢献、生きがいづくりのための講座を開催する等、人権にかかわる啓発の取り組みを一層推進します。</p>	保 健 課 包括支援センター 福祉事務所

項 目	内 容 4年間（平成29年度～平成32年度）	担 当 課
地域社会における 「心豊かな長寿 社会」づくりの 推進	（カ）高齢者が要介護状態や認知症となっても、意志が尊重され、住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう医療と介護の連携や、福祉ボランティアの養成を行い、在宅でのサポート体制を整備します。	保 健 課 包括支援センター 福祉事務所
高齢者の生きがい づくりの積極的推 進と世代間交流の 促進	<p>（ア）高齢者が生きがいに満ち、いきいきと元気に過ごすことができるよう、自ら積極的に就労や社会活動に参加して自らの生活を支え、健やかに安心して過ごすため、生涯学習や介護予防などの健康づくりを推進します。</p> <p>（イ）自治会等を中心とした高齢者を支える体制づくりを推進するとともに、世代間交流などを通じて高齢者に対する理解を深め、地域でともに支えあう環境づくりを推進します。</p> <p>（ウ）高齢者が希望と尊厳をもちながら自立した暮らしが続けられるよう、公的支援が受けられる体制づくりの充実を図ります。</p>	保 健 課 包括支援センター 福祉事務所

項 目	内 容 4年間（平成29年度～平成32年度）	担 当 課
高齢者の人権擁護の推進	<p>（ア）権利擁護フォーラム、各種研修会の開催等による成年後見制度の普及啓発を図るとともに、その人の能力に応じて段階的に、適切に権利擁護を行うための体制整備（権利擁護センターの設置等）を検討します。</p> <p>（イ）住民の各種相談を幅広く受け、制度の垣根にとらわれない横断的、多面的支援を実施します。</p> <p>（ウ）高齢者に対する虐待の防止や早期発見のための事業その他権利擁護のための事業を実施します。また、介護を行う人を孤立させないように、周囲が早めに気づき相談窓口につなげる体制の充実を図ります。</p> <p>（エ）高齢者一人ひとりの状態の変化に対応した長期ケアマネジメントの支援を行うとともに、処遇困難事例等にも対応できる地域のネットワークづくりの体制整備を推進します。</p>	保 健 課 包括支援センター 福祉事務所
高齢者福祉サービスの充実	<p>（ア）地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。</p> <p>（イ）高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを進めるとともに、自立した生活を送ることができるよう、サービス体制の整備充実を図ります。</p>	保 健 課 包括支援センター 福祉事務所

項目	内 容 4年間（平成29年度～平成32年度）	担当課
介護施設整備事業の推進	<p>(ア) 介護サービスに係る情報提供や第三者評価を通して、介護サービスの質の確保・向上を図り、高齢者に対する人権侵害を防止します。</p> <p>(イ) 予防給付と介護予防事業のケアマネジメントを一体的に実施し、要介護状態となることの予防と要介護状態の悪化予防を図ります。</p>	保健課 包括支援センター 福祉事務所

(5) 障がい者

【施策の方向】

障がいのある人の自立と社会参加を実現するため、障がい者に対する差別や偏見の解消に努めるとともに、障がいのある人もない人もお互いを尊重し合いながら共に生きる社会を実現するため施策を推進します。また、社会的障壁の排除に向けて、合理的配慮義務の周知を図ります。

【施策の柱】

- 障がい者の自立支援と社会活動への参加の推進
- 地域における生活支援と情報提供の充実
- 障がいや障がい者に対する理解の促進
- 合理的配慮やその基礎となる環境整備

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (平成32年度)	担当課
あいサポーター 養成研修の実施	240人(延べ数) (平成27年度まで)	490人	福祉事務所
福祉のまちづくり 事業(特定建築物 のバリアフリー化)	1件 (平成27年度)	10件 (公共施設を含む)	福祉事務所

(施策一覧)

項目	内 容 4年間（平成29年度～平成32年度）	担当課
障がい者の自立支援と社会活動への参加の推進	<p>(ア) 障がいがある人も社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう取り組みを行います。</p> <p>(イ) 障がい者が暮らしやすい地域社会の実現を目指すため、町としてあいサポート団体の認定を取得し、あいサポート研修を実施します。</p> <p>(ウ) 手帳所持者への訪問を実施し、障がい者の状況やニーズの把握に努めるとともに、より専門性を高めるため、事業所委託による相談事業を実施します。</p>	福祉事務所 保健課 学校教育課
地域における生活支援と情報提供の充実	<p>(ア) 関係機関連携によるチーム支援により、包括的、効果的に支援できる体制を整備するとともに、相談者負担を軽減し、相談後の支援が迅速かつ円滑に進められる仕組みづくりを進めます。</p> <p>(イ) 障がい者が障がいを理由として差別を受けたり、障がいへの配慮がないために暮らしにくさを感じたりすることがないように、正しい知識の普及と理解の促進を図るため、町報やホームページ等による啓発や情報提供の充実を図ります。</p>	福祉事務所 保健課 学校教育課
障がいや障がい者に対する理解の促進	<p>(ア) 障がいのある人もない人も一人ひとりが地域に暮らすかけがえのない個人として、お互いに尊重し、理解し、助け合うことのできる共生社会の実現をめざし取り組みを推進します。</p> <p>(イ) 障がいのある人が自己の決定で社会参加し、自らの能力を最大限に発揮できる環境の整備、また障がいのない人が障がいについて理解を深め、行動に移すことができる取組を推進します。</p>	福祉事務所 保健課 学校教育課

項 目	内 容 4年間（平成29年度～平成32年度）	担 当 課
合理的配慮やその基礎となる環境整備	<p>（ア）障害者差別解消法の制度や趣旨などについて、広く周知・啓発を図り、障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を推進し、情報交換・相談等のための体制づくりに努めます。</p> <p>（イ）雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置が新たに規定された改正障害者雇用促進法に基づき、障がい者と障がいでない者との均等な雇用機会及び待遇の確保並びに就職を希望する障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう支援します。</p> <p>（ウ）障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を進め、障がい者の権利擁護を図るとともに、養護者への支援を行います。</p> <p>（エ）障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、学校・保育所における合理的配慮など人権尊重の観点から検証を行いながら子どもの実態に即した効果的な支援を行います。</p> <p>（オ）インクルーシブ教育システム構築に向け、国・県と連携を図りながら取り組みを推進します。</p>	福祉事務所 保健課 学校教育課 福祉環境課

(6) 外国人

【施策の方向】

異なる国籍や文化的背景をもつ人々が、お互いに尊重し合い、さまざまな文化、多様性を認め合う共生の社会の実現に向け、意識啓発や団体等による交流を推進します。

【施策の柱】

- 多文化共生のまちづくり
- 姉妹友好都市交流の推進
- 外国人相談窓口の充実

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (平成32年度)	担 当 課
国際交流事業 (韓国横城郡)	交流事業（5事業）の実施 ・日韓子ども交流事業（受入）：15名 ・日韓子ども交流事業（訪問）：15名 ・スポーツ、文化交流等を目的とした民間交流事業（受入）：20名 ・スポーツ、文化交流等を目的とした民間交流事業（訪問）：20名 ・行政研修生相互派遣事業：2名	交流事業（5事業）の実施 ・日韓子ども交流事業（受入）：15名 ・日韓子ども交流事業（訪問）：15名 ・スポーツ、文化交流等を目的とした民間交流事業（受入）：20名 ・スポーツ、文化交流等を目的とした民間交流事業（訪問）：20名 ・行政研修生相互派遣事業：2名 ※各種交流事業を実施・継続することで交流人口の増加が図られ、文化多様性の理解、国際理解を深める	企 画 課

(施策一覧)

項 目	内 容 4年間（平成29年度～平成32年度）	担 当 課
多文化共生のまちづくり	<p>（ア）異なる国籍や文化的背景をもつ人々が、お互いに尊重し合い、さまざまな文化多様性を認め合う共生の心を持てるよう、意識啓発や国際理解教育、町民や団体等による交流の機会づくりを推進します。</p> <p>（イ）国籍や文化の違いを認め合えるよう、就学前保育や学校教育から生涯学習までの一貫した国際理解教育や、外国人との交流活動を推進します。</p> <p>（ウ）外国人が地域社会の中で安心して快適に暮らせるよう、暮らしに関する情報の提供や関係機関、民間国際交流団体とも連携しながら、町政や地域活動に参加できるような取り組みを行います。</p>	企 画 課
姉妹友好都市交流の推進	<p>（ア）韓国横城郡との友好交流協定のもと、子ども交流をはじめ、町民・団体とのさまざまな交流事業を実施、支援します。</p> <p>（イ）子ども交流では異文化交流、学校生活体験、スポーツ交流、合同合宿等の活動を通して、国際的視野を持った人材の育成を図ります。</p>	企 画 課
外国人相談窓口の充実	<p>八頭町においては、外国人が就労のために転入するといったケースもみられ、生活習慣や言葉の違いに戸惑いながら生活を送っている人もいます。</p> <p>在住外国人が地域社会の中で安心して快適に暮らせるよう、情報提供の充実、人権相談窓口の明確化、就労の機会を保障するための取り組みを推進します。</p>	企 画 課

(7) 病気にかかわる人

【施策の方向】

さまざまな病気にかかわる人が地域社会で安心して生活できる社会をめざし、病気に関する正しい知識などの情報を発信して、予防啓発活動を進めるとともに偏見や差別をなくすための啓発事業等を関係機関と連携しながら推進します。

【施策の柱】

○さまざまな病気にかかわる人が地域社会で安心して生活できる

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (平成32年度)	担 当 課
健康講座・講演会	10回 (274人) (H27年度)	12回 (300人)	保 健 課
普及啓発 (広報紙・パネル展)	3回 (H27年度)	4回	保 健 課

(施策一覧)

項 目	内 容 4年間 (平成29年度～平成32年度)	担 当 課
さまざまな病気にかかわる人が地域社会で安心して生活できる	エイズウイルスやハンセン病などの感染症やさまざまな病気に対する正しい知識と理解が十分でないことから、日常生活、職場、医療現場などで差別やプライバシー侵害などを受ける事案が発生しています。 さまざまな病気から生じる人権問題が解決され、偏見や差別に苦しむことがない地域社会をめざし、関係機関と連携しながら啓発事業を推進します。	保 健 課

(8) その他の人権課題

【施策の方向】

社会の変化に伴い新たに認識されるようになったさまざまな人権問題や偏見等の人権課題について、各種講演会や学習会を開催し啓発を行います。

【施策の柱】

- 犯罪被害者等
- 刑を終えて出所した人
- 個人のプライバシーの保護
- その他の人権

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (平成32年度)	担当課
犯罪被害者に対する 理解の啓発（広報紙 等）	—	1回	福祉環境課
刑を終えて出所した 人の社会復帰を広報 誌による啓発	—	1回	福祉環境課

(施策一覧)

項 目	内 容 4年間（平成29年度～平成32年度）	担 当 課
犯罪被害者等	<p>犯罪被害者は、犯罪そのものや後遺症によって精神的、経済的に苦しめられるほか私生活でも平穏が脅かされる等の二次的被害を受けることもあります。このようなさまざまな状況に応じた支援を実現するためには、地域社会全体での援助が必要です。</p> <p>今後も、行政や司法、民間の多くの機関、団体と連携を図り、犯罪被害者の支援に努めます。</p>	福祉環境課 人権推進課
刑を終えて出所した人	<p>刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居確保の困難など、社会復帰をめざす人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。</p> <p>今後も、保護司会や更生保護女性会などの関係機関、団体との連携を図り、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消するため、教育・啓発活動を推進します。</p>	福祉環境課 人権推進課
個人のプライバシーの保護	<p>高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報利用が著しく拡大していることから、個人情報の有用性に配慮しつつ、権利や利益を保護し、個人情報の適正な取り扱いに努めるため、今後も、国や県をはじめとする関係機関と連携を図ります。</p>	福祉環境課 企画課 人権推進課
その他の人権	<p>その他の人権課題として、性的マイノリティーの人や非正規雇用等による生活困窮者への偏見、インターネットにおける人権侵害、アイヌの人々に対する偏見や差別、北朝鮮当局による拉致問題などの諸課題がありますが、国や県をはじめとする関係機関と連携を図り、あらゆる偏見や差別をなくしていくための施策の推進に努めます。</p>	人権推進課 福祉事務所

2 あらゆる場（機会）を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 家庭

【施策の方向】

さまざまな学習の機会をとらえ、各家庭内で人権感覚が身につく、豊かな心を育む教育の推進を支援します。

【施策の柱】

- 家庭教育への理解促進
- 学習機会の充実

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (平成32年度)	担 当 課
保護者人権講演会 やPTA研修会	19回 (平成27年度)	10回 (各小中学校、各 保育所で年1回の 開催)	学 校 教 育 課 福 祉 環 境 課

(施策一覧)

項 目	内 容	担 当 課
家庭教育への理解 促進	4年間（平成29年度～平成32年度） (ア) 学校・保育所・PTAだよりなど により人権啓発を推進します。 (イ) 保護者人権講演会やPTA研修会 を実施し意識の高揚を図ります。 (ウ) 子ども達の何気ないつづやきや人 権意識の芽生えを掲載した人権作文集 「つながる心」を発行することで保護者 啓発を行います。	福 祉 環 境 課 社 会 教 育 課 学 校 教 育 課 人 権 推 進 課

項目	内 容 4年間（平成29年度～平成32年度）	担当課
学習機会の充実	<p>(ア) 人権教育推進協議会、人権啓発センター等が開催する人権講演会・講座などに積極的な参加を推進します。</p> <p>(イ) PTAと連携し地域別人権学習会、懇談会・講演会等を開催し、学習機会の充実を図ります。</p>	福祉環境課 社会教育課 人権推進課

(2) 地域社会

【施策の方向】

さまざまな学習の機会を捉え、人権問題に対する理解と認識が深まり、身近な差別や偏見を見抜く感性や合理的なものの見方や考え方を養うための施策を推進します。

【施策の柱】

- 人権教育に関する学習機会の充実
- 人権教育に関する指導者の養成
- 人権課題に係る関係部局との連携

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (平成32年度)	担当課
各集落で開催される人権問題学習会の参加率	35% (平成27年度)	40%	人権推進課
人権尊重のまちづくり講演会参加者	336人 (平成27年度)	350人	人権推進課
部落解放研究集会参加者	261人 (平成27年度)	300人	人権推進課

(施策一覧)

項目	内 容 4年間（平成29年度～平成32年度）	担当課
人権教育に関する 学習機会の充実	<p>(ア) 講演会や研究集会、各集落で開催される「人権問題学習会」等への参加促進を図ります。</p> <p>(イ) 人権啓発センターなどを拠点とした各種啓発・教育活動を推進します。</p> <p>(ウ) 人権教育推進協議会、各種社会教育団体、各集落公民館単位、小グループとの連携を図りながら、あらゆる機会の場を通じた人権講座などの開催を推進します。</p> <p>(エ) 町報「人権のひろば」「人権啓発センターだより」による啓発を図ります。</p>	人権推進課 人権啓発センター
人権教育に関する 指導者の養成	<p>(ア) 人権啓発センターで実施する講座等と連携を図りながら指導者を養成します。</p> <p>(イ) 人権啓発推進員の研修会を開催して連携を強化するとともに、指導力の向上を図ります。</p> <p>(ウ) 人権教育推進協議会で全国規模の大会への派遣を行います。</p> <p>(エ) 各集落で人権啓発を推進する運営委員と連携を図った学習を進めます。</p>	人権推進課 人権啓発センター
人権課題に係る関係 部局との連携	<p>(ア) 八頭町人権教育推進協議会、各地区人権教育推進委員会、関係機関との連携を図りながら人権教育の推進を図ります。</p> <p>(イ) 八頭町人権教育推進協議会各専門部（啓発推進部、学校教育部、社会教育部、企業・職域部）での組織体制を見直すことにより、さらなる取り組みの充実を図ります。</p>	人権推進課

(3) 学校等

【施策の方向】

子どもたちの発達段階に応じて、人を思いやる心、正義や公正さを重んじる心等の人権尊重の精神に基づいた、豊かな人間性を育成する取組を推進します。

【施策の柱】

- 発達段階に応じた指導の工夫
- 体験を重視した効果的な指導の充実
- 教職員の人権意識や指導力を高める研修の充実

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (平成32年度)	担 当 課
町人権教育主任会の 実施	3回 (平成27年度)	3回 (各学期1回)	学校教育課
巡回指導・研修会	保育所巡回指導12回 講演会・研修会5回 (平成27年度)	保育所巡回指導 7回 講演会・研修会5回	福祉環境課
高齢者施設との交流 解放文化祭への参加	高齢者施設との交流 5回 (平成27年度) 解放文化祭参加3回 (平成27年度)	高齢者施設との交 流5回 解放文化祭参加3回	福祉環境課

(施策一覧)

項 目	内 容 4年間 (平成29年度～平成32年度)	担 当 課
発達段階に応じた 指導の工夫	<p>(ア) 児童生徒の実態や課題の状況を踏まえ、子どもを共感的に理解するとともに、一人ひとりの考え方や思いを生かし、よさや可能性を引き出すための個々に応じた多様な教育・保育の実践を推進します。</p> <p>(イ) 町内小・中学校が連携して作成した「身につけたい資質・能力」をもとに、児童・生徒の実態や発達に応じた学習を推進します。</p>	福祉環境課 学校教育課

項目	内 容 4年間（平成29年度～平成32年度）	担当課
発達段階に応じた指導の工夫	（ウ）児童生徒に身近な学級の問題などの話し合いや、自他尊重を認め合う学習など、仲間づくりを意識した学習にも積極的に取り組みます。	福祉環境課 学校教育課
体験を重視した効果的な指導の充実	（ア）地域での体験、高齢者や障がい者等との交流を図るなかで、家庭、地域、関係諸機関等、外部人材を効果的に活用するなど指導方法の改善や学習内容の充実を図ります。 （イ）学校、保育所での人権教育の成果を社会教育へと繋げていくため、連携促進のための環境整備を図り、学校・保育所職員、保護者、地域等の連携の取組みを推進します。	福祉環境課 学校教育課
教職員の人権意識や指導力を高める研修の充実	（ア）町教育会人権教育部会の中で各学校での人権教育の効果的な指導方法、校内での研修方法などを情報交換し、教職員の指導力の向上につながるよう推進していきます。 （イ）町内で開催される人権教育講演会や県、全国での人権教育の研修会などに積極的に参加し、同和問題をはじめあらゆる人権問題に対する理解、認識を深め、日々の授業実践に生かします。	福祉環境課 学校教育課

（４）企業・団体等

【施策の方向】

経営者を含めた従業員全員が人権に対する認識を深めることにより、人権意識を日々の業務に反映させ、あらゆる人々に配慮した企業活動を展開するための施策を推進します。

【施策の柱】

- 企業内人権啓発講演会の開催
- 人権教育・啓発に関するアンケート調査の実施
- 自主的な取り組みへの支援

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (平成32年度)	担当課
人権教育推進協議会 に所属する企業数	80企業 (平成27年度)	100企業	人権推進課

(施策一覧)

項 目	内 容 4年間(平成29年度～平成32年度)	担当課
企業内人権啓発 講演会の開催	<p>(ア) 企業には、従業員や取引先、地域住民など多くの関係者に対し、公正な対応が行える誠実な企業経営の姿勢が求められることから、企業・事業所幹部役員研修を開催し、経営者を含めた従業員全員の人権意識の高揚を図ります。</p> <p>(イ) 企業内での人権意識の高揚を図るために、人権啓発推進体制の充実強化を図る推進担当者の設置を推進します。</p>	産業観光課 人権推進課
人権教育・啓発に 関するアンケート 調査の実施	<p>(ア) 企業・事業所内での啓発計画の作成、人権啓発推進員の設置の有無等、人権教育・啓発を推進するため、アンケート調査を実施します。</p> <p>(イ) アンケート結果を分析することにより、人権教育推進協議会に所属し、人権啓発を積極的に推進する企業を増やします。</p> <p>(ウ) 企業・事業所間の連携を図るための人権問題企業連絡協議会(仮称)の組織化を推進します。</p>	産業観光課 人権推進課
自主的な取り組み への支援	<p>年1回以上の企業・事業所内研修の開催を推進するため、資料や教材の提供、講師の派遣・斡旋を行うなど、その取り組みを支援します。</p>	産業観光課 人権推進課

3 人権に関係の深い職業に従事する人たちに対する人権教育・啓発

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業従事者が人権尊重の理念について理解し、常に人権尊重を基盤として、業務を遂行できるよう研修を一層充実します。

(1) 教職員・社会教育関係者

【施策の方向】

学校教職員をはじめ、学校教育や社会教育に携わる関係者が人権に対する認識を深めることにより、人権意識を日々の業務に反映させ、あらゆる人々に配慮した教育活動を展開するための施策を推進します。

【施策の柱】

- 教職員
- 社会教育関係者

(数値目標)

(事業名) 指標	基準値	目標値 (平成32年度)	担当課
初任者、町内新着任者に向けた八頭町人権教育研修会	初任者対象への研修会 年1回 (平成27年度)	初任者・新着任者対象人権教育研修会の実施 年1回	学校教育課

(施策一覧)

項目	内容 4年間(平成29年度～平成32年度)	担当課
教職員	子どもの人格形成に重要な役割を担う教職員は、人権尊重の理念について十分な知識をもち、熱意と使命感をもって業務にあたる必要があります。 このことから、関係諸機関主催の講演会、研修会などに積極的に参加し、研修を深めます。	学校教育課 社会教育課 人権推進課

項目	内 容 4年間（平成29年度～平成32年度）	担当課
社会教育関係者	<p>地域における人権教育・啓発を推進する資質や能力が求められています。</p> <p>このため、豊かな人権感覚を培い、人権尊重社会を形成するための知識や認識を備えた人材を育成するとともに、多様な学習機会や学習方法が提供できるよう研修を深めます。</p>	学校教育課 社会教育課 人権推進課

（２）医療・保健福祉関係者

【施策の方向】

医師、看護師、保健師などの医療従事者は、疾病の予防や治療、保健指導など人の生命と健康に直接かかわることから、患者やその家族のプライバシーに対する認識と配慮が必要とされ、病歴等診療情報の保護に努めるなど、高い職業的倫理と人権意識に基づいた行動が求められます。そのため、自主的な取り組みが促進されるよう積極的に支援します。

また、民生児童委員、社会福祉施設職員などの福祉関係者は、子ども、高齢者、障がい者等と直接かかわりをもっており、業務を進めるにあたっては個人のプライバシーや人間の尊厳に対する認識など、高い職業的倫理と人権意識を持つことが必要です。

そのため、人権教育・啓発が推進されるように関係団体等へ働きかけるとともに、自主的な取り組みが促進されるよう積極的に支援します。

【施策の柱】

- 医療関係者
- 保健福祉関係者

（数値目標）

（事業名） 指 標	基準値	目標値 （平成32年度）	担当課
医療機関との調整会議（歯科医・内科医）	各1回 （H27年度）	随時 （必要に応じて）	保 健 課
訪問看護ステーション設置	0箇所 （H27年度）	1箇所	保 健 課 包括支援センター

(施策一覧)

項目	内 容 4年間（平成29年度～平成32年度）	担当課
医療関係者	必要なときにいつでも適切な支援が受けられるように、福祉、医療、教育、雇用等の各関係機関と連携を図ります。	保健課 包括支援センター 福祉事務所
保健福祉関係者	チーム支援体制をさらに充実するため、関係職員による相談援助技法向上を図る研修会を計画的・継続的に実施します。	保健課 包括支援センター 福祉事務所

(3) 行政職員・消防団員

【施策の方向】

各行政分野において、人権尊重の視点に立った適切な対応が行えるよう各部署に人権研修担当委員を配置して研修の充実を図り、行政施策の実施の際には、人権全般に配慮するよう努めます。また、行政全体の資質の向上を図り、地区人権教育推進委員会の運営や各行政事務事業等に取り組む等、地域における人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うよう努めます。

消防団員は、災害への対処、火災予防活動などを通じた、個人情報について、十分に配慮して取り扱うことに努めます。また、様々な集まりを通じてお互いの人権感覚を培い、団員同士のみならず地域社会における、お互いを認め合い、尊重し合う意識の熟成に努めます。

【施策の柱】

- 行政職員
- 消防団員

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (平成32年度)	担当課
職員研修 (全体、担当者、部署 内研修)	1回/年	1回/年	全 課
八頭町消防団の設置	128人 (平成27年度末)	133人	総務課防災室

(施策一覧)

項目	内 容 4年間（平成29年度～平成32年度）	担当課
行政職員	<p>(ア) 八頭町人材育成基本方針に沿った研修計画に基づき、各種研修を行い、行政職員としてあらゆる差別解消に向けた取り組みとして、職員の知識の習得及び資質の向上を目的に、各部署内における人権研修を実施します。</p> <p>(イ) 各課に人権研修担当委員を設置するとともに人権尊重の視点に立った行政施策・運営を実施するための推進体制を強化します。</p> <p>(ウ) 行政全体での共通認識のもと、職員研修などあらゆる機会を捉えて積極的に学習参加を行うなど、行政全体の資質の向上に努めながら、各事務事業等に取り組みます。</p>	全 課
消防団員	<p>災害の対処及び防災訓練、火災予防活動などを通じた、また被災者及びその家族、避難行動要支援者等の生命、財産等の安全な確保、保護上、知り得た個人情報について、十分に配慮して取り扱うことに努めます。また分団等を通じて、団員同士の人権尊重の視点で配慮した言動の研鑽に努めます。</p>	総務課防災室

4 人材の養成、カリキュラム・教材・手法の開発

【施策の方向】

町民一人ひとりが人権教育・啓発の推進者となるためには、より多くの学習機会をもつことが必要です。また、一人ひとりが主体性をもった取り組みへと繋げていくため、人権教育・啓発のカリキュラムや教材等に関して創意と工夫に努めます。

【施策の柱】

○人材の養成、カリキュラム・教材・手法の開発

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (平成32年度)	担 当 課
人権問題講座参加者	290人 (平成27年度)	350人	中央人権啓発 セ ン タ ー

(施策一覧)

項 目	内 容 4年間(平成29年度～平成32年度)	担 当 課
人材の養成、カリキュラム・教材・手法の開発	<p>(ア) 効果的な人権学習を推進するため、人権啓発推進員の養成を行うとともに、各集落で実施される学習会への教材の提供・手法等の調査・研究を進めます。</p> <p>(イ) 子どもの発達段階に応じた教材や教育プログラムの整備、学校や職場における人権教育・啓発のカリキュラム、手法、指導者用の教材・資材、参加(体験)型のシステムを関係機関と連携しながら研究・開発に努めます。</p> <p>(ウ) 差別解消に向けての正しい知識を身につけ、実践できる人材を養成することにより、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりをめざします。</p>	人権推進課 中央人権啓発 セ ン タ ー